

位輔正扈從、鳳輦欲入西門之間、主上以藏人頭齊信朝臣先被啓也、復命之後入鳳輦、於中門外下給也、於御簾中有拜觀禮、外人不敢見、院被供御膳、大納言道頼爲陪膳、侍從益供、不召諸卿於御前、黃昏賜諸卿以下祿有差、秉燭還宮、

〔續世繼^{子一}〕萬壽四年正月には、上東門院^{子〇}彰にどしのはじめのみゆき^{一〇}後ありて、朝觀の御はいせさせたまひき、つねのところよりも、御すまひありさまいとほえくしく、からゑなどのやうに、山のいろ水のみどり、こだちたていしなといとおもしろきに、くらゐに去たがへる色々の衣の袖、近衛司のひらやなぐひひらをなどもあやなるに、きぬのいろまじはれるうちより、からまひ、こまの舞人、左右かたゝ袖ふるほどなど、所にはえておもしろしなども、ことばもおよばずなん侍りける、

〔左經記〕長元七年十二月廿一日丁丑、入夜參内、^〇中頭權辨語云、正月二日、可有上東門院^〇彰^子母后行

幸^{一〇}後也、年來公卿以下饗、本院被儲云々、而自明年准故東三條院^{子〇}證例、永可令諸司調備饗之

由、有宣旨、^{公卿饗内藏寮、殿上人所衆設倉院、侍從饗厨家、上官饗厨家云々、但當時有東宮、行啓、仍宮}

^{百疋、院依被申請、自家被渡云々、}

〔日本紀略^{後十四}〕長元八年正月二日丁亥、天皇行幸上東門院、^〇彰^子母后

〔續世繼^{初春}〕又正月二日、^〇長曆上東門朝院、觀^〇朱雀^後のみゆきありて、いづくと申ながら、猶この院

のけしきありさまの、山の嵐よろづ世よばふ聲をつたへ、池のみづもちとせのかげをすまして、

まちどりとてまつり給き、先帝^{一〇}後かくれさせ給へれども、かくうちつゝきておはします、二代

の國母と申もやんごとなし、

〔十三代要略^二〕承曆元年正月十一日、行幸左大臣東三條第、觀祖母陽明門院、^〇後朱雀^后禎^子

〔中右記〕康和四年正月二日戊午、未刻許參内、今日依朝觀、有行幸^〇堀法皇^〇白御所^〇中抑今夕欲